

日附 一九五〇年十二月五日

主題 琉球列島米国民政府に關する指令

宛 琉球軍司令官

極東軍總司令部

軍長
保

一、日本帝國降服條件妥協及び占領國の権利義務に関する國際法の原則の結果として、本國政府は、北緯三十度以南の琉球列島の行政の責任と目してゐる。琉球列島の行政運営に対する本國政府の方針は、軍事的必要な許す範囲において、住民の經濟的並びに社會的福祉の増進を計るにある。本指令は、琉球の帰属確定までと占領國たる米國の権利義務を正確に考慮して定めたものである。責任、目的、民行政及び民政副長官に対する補足的訓令は、次り通りである。

二、責任

(1)、この責任は、本指令並びに米國政府の訓令に基き運行すべきものである。これが地域に対する米國の行政府を「琉球列島米国民政府」と呼ぶ所である。

(2)、二の責任は、琉球民政長官たる極東軍總司令官に委託された力であるが、極東軍總司令官下、琉球軍司令官を民政副長官に任命した。民政長官の权限の一一部は、本指令に明示されたものを除き、民政副長官に委任する。民政副長官は、本指令を基のありましを述べた基本政策を遵守し、且つ次の訓令に基き、これを実施する。

本章の範囲なしに該段

(3)、ガリオア資金の貯蓄範囲に於いて我が同様の琉球列島生活標準の確立。但し、貯蓄の範囲以上の生活標準の向上は、米國殖民自体の努力によつて達成されるべきものである。保建基金は、現在以前より以上に達して、いかが琉球既セ米里畢竟の保建上必要から限り、その差額を向ふべくしては、ガリオア資金による必要資材の輸入を認可する。

(4)、一九五二年財政年度未までに当財政尽可能ふうしめうなりの予算、貢献税と含む健全財政組織の確立。これは、一九五三年度に对外決済に欠損を示した場合、その補填のためガリオア資金の割当と參照することとするものである。

(5)、民主主義の原則により改正された立法、行政、司法の根柢による自若、坦率、最高の尊厳は、民政長官にあり、之が根柢に取する。

(6)、住民の現在の文化を尊重しつつ文化教育の發達と圖ること。

C 行政

(1) 民族住民が民主的手続きで次の施行成る機関を樹立するにと必要が規定と認ること。但し、金行政機関は、米國諮詢委員会が二つを統合する。

(2) 市町村居住の自治機構。

群島居住の自治機構。

(3) (出能) 限り速かに中央政府樹立に関する規定と設けねばならぬ。

中央政府樹立遂は米國諮詢委員会の諮詢に答へする諮詢諮詢委員会と設立することとする。

(2) 前記第一項より及び第一項より設立される裁判所には、权限及ぶ訴訟手続をそれぞれ明確に示し民事及び刑事裁判所並に控訴裁判所が含まれる。前述の裁判所の权限は、不動産の所有権に関する紛争の審理及び収容処理に含む。民政副長官の選出による裁判所は、流域別島外の總ての人に対する民事裁判権を有す。この裁判所は、民政長官の自裁量による認可ある場合に限り、占領軍の輸入、回廊及びその家族以外の總ての人に対することが出来る。

(3) 民政副長官^官は、前述の裁判所の判决を再審する权限を有する損害裁判所を設立し、必要な手続法を制定しあければどうか。終審裁判所の裁判所は、民政副長官の推薦により民政長官がこれを任命する。民政長官は、自由裁量により裁判所の決定、判决又は宣誓に対する再審、承認、公判期日延滞、執行猶豫、減刑、却下又はその他の方法による修正又は敵の权限を留保する。民政長官は、憲法の权限を留保する。民政副長官の建議に対しては充分考慮する。

(4) 軍事占領に支障を来たさない限り、諮詢住民に対し、宣傳、集会、講演、出版の自由及び正当な法律上の手続を履まざい不法の懲罰、逮捕及び生命、自由、財産の剥奪に対する保護を含む民主主義における基本的自由を保障する。

(5) 民政副長官は、との連絡上必要な場合は、次の事項を行うことが出来る。

(1) 又はその執行停止

(2) 前述の諮詢機関に対する諮詢、諮詢の否認、禁止

國の公序と安全を保つこと。

- (1) 民政副長官の命令が実施されない場合又は安全のため必要とする場合は、琉球行政の一部又は全部につき、その執行の全权を白川掌権すること。
民改副長官が以上の权限を行使するにあつては最高の監督を拂わねばならぬ。

2 民政副長官に対する補足的訓令

(1) 琉球や大村村、伊江村これらを除くまでは、民政副長官は、琉球における日本改行現行本の再研究及び本業化を速かに開始せねばならぬ。
又本指令の目的に依拠する法令の修正、改訂又は整備と規定しつけるべきである。

(2) 琉球や大村村、伊江村これらを除くまでは、土地所有權に関する紛糾解決に必要な裁判機構の設立工合せ土地所有權の登録又は確定の進行を優先的にならねばならぬ。

(3) 副長官は、長官の承認を得て、長期經濟計画に着手する本計画は、本指令の一の(1)の(1)(2)の範囲で琉球の自立を達成することを中心とする目的として、琉球人を出来るだけ各方面に参画させること。該計画は左記を含む。

(4) 企業の自由競争制度の下で、農水商工の適当な面に琉球人を参画すること。

(5) 土地の改良を含む琉球の天然資源の利用、保存に対する健全なる政策。

(6) (C) 輸出向或は輸入を軽減することの出来る琉球産業の長期開発計画。
琉球人の勞務、その他不動産を含む經濟資源を以つて、その援助に寄與したるものに対する琉球駐在の米軍及び本政府代行機関による相当な賠償。

(7) 外國貿易の發展。出来るだけ早く民貿易の復興を目的として、最初は官貿易による。

(8) 財界安定の方法、例えば赤字財政によらずして、必要な琉球政府各機關の維持するための適當公平な税制、健全な銀行及び通貨制度並びに長官の承認を得て、總ての对外取引に適用する單一為替レートの設定。これは、自由兑换を最終目標とする。

(9) ガリオニア物資實上より生ずる全資金を繰入れる別途兌合資金の設定。本資金の管理には、長官の承認及び長官の隨時制定する明定に従い、副長官これとなすものとする。下段の(1)の(8)に規定せる如く、合衆国政府が永久に必要とする土地購入のための米国予算割

1. 適切な税制が設定されるまでは、最少限度必要な資金を中央政府運営のために支出してよい。然しこの資金は、一九五二年四月一日以降後は使用してならない。

2. 米糧船教育計画の地方現金出資費。

3. 経済復興の推進・島内生産を増加し、経済自立を推進する農業並に私企業に対する長期貸付の拡張を含む。

4. 一九五〇年七月一日以前米国の使用せる民財產の各使用料の支拂・但し石炭拂は、副長官の決定する時期と額によるものとする。

疾病及び社会不正の防止、同地方の統治及び經濟復興のために使用されたる資金（即ちガリオア予算からの支出）を米国に拂戻させるために琉球人に負担をかけることを差してはならない。

5. 民政副長官は、極東軍總司令部の設定せる政策及び手続きに従い、且つ、軍事的必要並に施設の利用が許す範囲内において、琉球列島と諸外国間の旅行及く通信を許可する民政副長官は移民を奨励する。

6. 民政副長官は、左記の事項を促進する。

7. 教育施設の設立。特に人権及び資訊の面に重きを置く。

8. 公の情報を弘めるための施設。

9. 民主的市民の義務に就いての認識を深め万ための計画。

10. 民政副長官は、必要に応じて、琉球列島米国民政府運営並に琉球列島における經濟復興及び救済のために、米國政府からの資金割当見積書を作成し、詳細な説明書を添え、本指令に従つて、極東軍總司令官を通じて、これを米國陸軍省に提出する。民政副長官は、かかる目的に使用するため充てられた資金については支出手続に従り、支出の責任を負う。

11. 琉球列島内にある日本政府の国有財産は、講和条約が締結されたる時迄、若しくは別の方により日本政府の所持として有続する。現在、米国は、國際法上の占領国である。占領国の権利の中には、並政府の国有財産又は市町村の所有財産を以外の被占領地域の政府の所有財産等を無償で占有したり、使用したりする権利がある。それで、民政副長官は、米國政府が必要とする日本政府又は市町村以外の琉球人行政機関に所属していた公共財産を占有する。が、その財産は無償で使用される。民政副長官は、適當な米國政府の代

行代理間にこの種財産を割当て、占有せしめ方。講和条約の締結がなり、或は日本両国間の戦事状態が終結したら、右の条約文又は戦争状態終結の條約書により認められた範囲内で、民政副長官は米國政府の名において、この種財産の所有権を獲得するために適当な行動をとる。然かる後に、副長官は、かゝる財産を割当先の代行機関に譲渡して永久に所有せしめる。

(8) 副長官は、合衆国政府が永久的に必要とするその他の財産若しくは施設を、所有者が琉球人たると、日本人たると又はその国籍の如何を問はず購入により又は收用して、その所有権を獲得する。この種財産は、出来るだけ談合による購入によつて獲得するものとする。若し、適當な条件で購入出来ない場合は所有者が商議することを拒んだ場合は收用手続きとする。民政副長官は、財産の評価・取扱又は收用手続きをとるに当つてテイス・トリック・エンヂニアの業務を利用する。陸軍省、空軍省又は海軍省若しくはその他の米國政府代行機関は、ガリオア資金中より相応額の資金を減することを条件として、この種財産を購入するために特定の权限及び資金を要求する。若し資金の割当が認可されなかつた場合は、支出出来る範囲内の見返資金を所要の土地の購入に充当する。こういうふうにして資金を得ることは、現行法で認められてゐることである。貸付金に資金を使用することは、前記一の(2)の(3)(4)に詳述せる諸事項のために右資金を使用することよりも優先权を與えられるのであるが、しかしながら会計年度一九五一年一九五二年の期間中の党中央政府運営費の支出及び清盤教育計画中の最優先部門に要する経費を円滑算から支払うことに関しては、この限りではない。

(9) 副長官は、米國政府が臨時に必要と/orする財産又は前記一(2)の(8)により購入をなす達成の財産については、これを強制的に徴用したり又は借用したりすることが出来る。使用者たる米國政府代行機関は、一九五一年七月一日以降から借用地又は建物に対しては割当資金を以つて、使用料を支払う必要がある。

(10) 副長官は、米國政府が必要としない日本の国有財産の所有权を譲る。副長官は、ケ、る日本国有財産の一部を琉球人が行政上の目的で使用する必要のある場合は、これを無償で琉球人行政機關に拂下げることが出来る。副長官は、合衆国政府が、この種財産の譲渡について法的权限を確保したら、この種財産の所有权を琉球人政府又はその代行機関に譲る。残余の財産は、使用料を徵し、優先的に琉球人に貸與する。右の使用料は、特別会計に繰入れ、

民政長官の指示する行政上の目的を有する経費に充てる。借地人による土地の永久的改善を獎勵する見地から、副長官は、規定を設け、借地の所有権を譲渡すべく米国政府が法的权限を確保された場合、貸借契約成立の際決定された価格及条件で借地人が随意に該借地を購入できるようにするべくである。

(11) 在日本の日本人又は日本人法人団体にして、琉球列島内にありしがも米国政府が必要としない財産を所有している者は、引続きがる財産を管理してもよい。但し、これは琉球經濟の便益のために適当に利用すべきである。琉球列島經濟のため使用する必要のある財産の所有者が、若し、その使用について同意しなかつた場合は、民政副長官は、民法廷で收用手続を發動させこれを收用する。然りして、所有者が確保されたとき、二の財産は、適當な購入希望者に賣却する。

(12) 副長官は、琉球列島外にある日本人所有の不動産中米国政府が必要としないものについては、右の所有者に対し、極力これを琉球列島の住民に賣るようにす、める。

二 現行指令の条文中に本指令に抵觸するところがあれば、本指令の通り改正したものと見做す。

三 現在迄に、琉球列島軍政府の発した布告、布令、指令又は一般命令等における「琉球列島軍政府」の名稱はこれを「琉球列島米国民政府」と改める。副長官は、これを確認する。

右マッカーサー元帥の命に依り

軍務局長
米國陸軍准將
K.B.ブッシュ

極東軍總司令部

日附 一九五一年三月十七日

主題 「琉球列島米国民政府に関する指令へ改正」

宛 「琉球列島民政副長官」

一九五〇年十二月五日附極東軍總司令部書翰、首題「琉球列島米国民政府に関する指令」中才一項じの③を削除し、これを次の通り改める。

(3) 民政副長官は、前述の裁判所の判決を再審する権限を有する終審裁判所を設立し、此等を年縛法を制定しなければならぬ。終審裁判所の判検事は、民政副長官の推薦により民政長官が、これを任命する。民政副長官は自由裁量により裁判所の決定、判決又は宣告に対する再審、承認、公判期日延期、執行猶豫、減刑、却下又はその他の方針による修正又は撤回をなす二ことがでさる。民政副長官は、叔免权を有する。

民政長官の命令に依り

軍務署長

米國陸軍准將

K.B.アッシュ